

令和 8 年度

工事番号 第35号

町民交流センター舞台吊物設備改修工事

特記仕様書

施工場所 おいらせ町 中下田 地内

おいらせ町

町民交流センター舞台吊物設備改修工事 特記仕様書

1 件 名

町民交流センター舞台吊物設備改修工事

2 施工場所

青森県上北郡おいらせ町中下田 125-2 町民交流センター内

3 工 期

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

4 工事概要

町民交流センターの舞台吊物機構設備は、保守点検業者と連携して点検を綿密に行い、不具合を発見し安全に運営しているが、滑車、ワイヤー等は経年劣化、耐用年数超過により安全性低下の指摘を受けていることから、当該設備の故障が発生する前に舞台吊物機構設備の改修工事を行うもの。

【指摘事項】

No.	指摘箇所	指摘内容
1	手動ウインチ	ブレーキ摩耗
2	美術バトン 1、2	不適切な吊り金具、腐食あり
3	固定吊物	ワイヤクリップ取付個数の不足
4	滑車類	経年劣化、耐用年数超過

5 一般共通事項

- (1) 本工事は、本仕様書及び設計書に基づくほか、公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）最新版、公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）最新版に基づき施工すること。
- (2) 本工事は通常業務中の施工となり、工程等は監督員と綿密に打合せを行い実施すること。また、機械器具の搬入・搬出の具体的な日時は、発注者と協議して決定すること。
- (3) 本工事に必要な電力については、発注者の負担とする。
- (4) 本仕様書に明記のない事項であっても、施工上当然処置すべき事項は本工事の範囲内として実施すること。これにあたらぬ場合については、双方協議の上、実施するものとする。
- (5) 着手に先立ち、発注者と十分な打合せ及び協議を行い、工程表を監督員に提出し、承認を受けること。

- (6) 施設に損傷を与えないよう十分注意して作業すること。万一損傷等を与えた場合は速やかに発注者に報告するとともに、受注者の負担において処置すること。
- (7) 着手前に付近の状況を確認し、騒音、塵埃の発生等に万全の対策を講じること。
- (8) 工事に伴って生じる産業廃棄物は、関係法令に従って適切に処理すること。
- (9) すべての作業完了後、各検査記録、試運転記録及び業務写真等を履行期限までに提出すること。なお、写真はカラーとし、着工前、完了後の施工内容を確認できるものを1部提出すること。

6 その他

本仕様書に記載されていない事項については、発注者・受注者が協議し決定するものとする。